

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 中国財務局長

【提出日】 平成27年6月4日

【会社名】 株式会社ハローズ

【英訳名】 HALOWS CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 佐藤利行

【本店の所在の場所】 広島県福山市南蔵王町六丁目26番7号
(同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 岡山県都窪郡早島町早島3270番地1(本部)

【電話番号】 086-483-1011(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役副社長 佐藤太志

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成27年5月28日開催の当社第57回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年5月28日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

イ 配当財産の種類

金銭といたします。

ロ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金16円

総額288,060,368円

ハ 効力発生日

平成27年5月29日

剰余金の処分に関する事項

イ 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 1,200,000,000円

ロ 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,200,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

取締役の員数

取締役の員数の上限を10名以内から11名以内に変更するものであります。

取締役及び監査役の責任免除

取締役及び監査役の責任を法令の定める範囲内で取締役会の決議によって免除することができる旨の規定、並びに業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。

第3号議案 取締役11名選任の件

佐藤利行、佐藤太志、小田俊二、小島宏教、亀井公一、花岡秀典、高橋正名、小塩登美子、末光憲司、藤井義則及び池田千明の11氏を取締役として選任するものであります。

第4号議案 監査役1名選任の件

小林正和氏を監査役として選任するものであります。

第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

退任取締役の前田秀正氏に対し、当社所定の基準に従い退職慰労金を贈呈するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	145,882	12	0	(注) 1	可決 96.07
第2号議案 定款一部変更の件	145,606	288	0	(注) 2	可決 95.89
第3号議案 取締役11名選任の件					
佐藤利行	145,858	36	0		可決 96.06
佐藤太志	145,858	36	0		可決 96.06
小田俊二	145,858	36	0		可決 96.06
小島宏教	145,858	36	0		可決 96.06
亀井公一	145,858	36	0		可決 96.06
花岡秀典	145,858	36	0	(注) 3	可決 96.06
高橋正名	145,860	34	0		可決 96.06
小塩登美子	145,858	36	0		可決 96.06
末光憲司	145,858	36	0		可決 96.06
藤井義則	145,847	47	0		可決 96.05
池田千明	145,848	46	0		可決 96.05
第4号議案 監査役1名選任の件					
小林正和	145,881	13	0	(注) 3	可決 96.07
第5号議案 退任取締役に対する 退職慰労金贈呈の件	127,677	72	18,144	(注) 1	可決 84.08

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本総会当日出席株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。